

○珠洲市入札監視委員会設置要綱

平成23年9月22日

告示第72号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、本市の入札及び契約手続における透明性の確保と公正な競争を促進するため、珠洲市入札監視委員会(以下「委員会」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。
(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 珠洲市が発注した建設工事及び建設工事に関する調査、測量・設計等の業務(以下「工事等」という。)について報告を受けること。
- (2) 珠洲市が発注した工事等のうち、委員会が無作為に抽出したものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の経緯及び随意契約とした理由についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 珠洲市が発注した工事等の入札及び契約手続に係る再苦情の審議を行うこと。
- (4) 珠洲市が発注した工事等の入札及び契約への不当な要求及び圧力を排除し、公正な職務執行を確保するための調査及び審査を行うこと。

(組織及び委員)

第3条 委員会は3名で組織し、委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約手続についての審議、その他の事務を適切に行うことが出来る学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 第2条第1号及び第2号に規定する所掌事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は、年に2回、同条第3号に規定する所掌事務に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。)は必要に応じて開催する。

4 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 緊急かつやむを得ない事情により、会議を開くことができない場合は、委員長は書類の回議をもって会議に替えることができる。

6 前項の措置を講じた場合には、委員長は、その結果を直近の会議において委員会に報告しなければならない。

7 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

8 委員会の審議は非公開とし、審議に係る議事概要を公表する。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指名した委員に委任することができる。

2 前項の委任を受けた委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(意見の具申又は勧告)

第7条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事等に係る理由及び経緯等に不適切な点もしくは改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は是正の勧告を行うことができる。

(再苦情の審議等)

第8条 委員会は、市長から再苦情に関する審議の依頼があったときは、第5条第3項の規定により再苦情処理会議を開催し、審議を行うものとする。

2 委員会は、前項の審議を終えたとき、その意見書を作成し、結果を市長に報告するとともに、公表する。

3 前項の報告は、審議の依頼を受けた日から起算して、概ね60日以内に行わなければならない。

4 再苦情等の手続きに関して必要な事項は、別に定める。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第10条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項に関する審議に参加することができない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。